令和５年９月２８日
北海道運輸局函館運輸支局

富士サルベージへ船員労働災害防止優良事業者の認定書を交付します。

国土交通省では、船員の労働災害防止に必要な自主的な取組の促進を図るため、個々の船舶所有者の自主的努力を評価して、一定の条件に該当する船舶所有者を船員労働災害防止優良事業者として認定しています。

この度、函館市内の「株式会社富士サルベージ」が、渡島・檜山地区では唯一となる一般型１級の認定を更新することとなりました。

函館運輸支局では、認定事業者の不断の努力に表敬するとともに取組の更なる向上を目指して、下記のとおり認定証の交付式を行います。

船員労働災害防止優良事業者認定証交付式

◆日時　令和５年１０月３日（火）１０：００～

◆場所　北海道運輸局函館運輸支局内
　　函館市西桔梗町５５５番２４

「船員労働災害防止優良事業者認定制度」とは

船員の労働災害については、発生人数、発生率ともに昭和４３年を初年度とする船員災害防止基本計画の実施以降大幅に減少してきたところですが、陸上の労働災害と比較すると依然として高い発生率となっています。このような状況を踏まえ、船員の労働災害防止に向けた自主的な取り組みの促進を図るため、平成１８年度以来、個々の船舶所有者の自主的努力を評価し「船員労働災害防止優良事業者」として認定を行っています。

「船員労働災害防止優良事業者（一般型１級）」とは

船舶所有者からの申請に基づき、次の条件に該当する船舶所有者を一般型１級として認定しています。

①申請日以前５年以内(※)において、船員法関係法令違反がなく、船舶内で発生した災害又は疾病のために引き続き３日以上休業した船員が次表の員数以下、かつ、死亡・行方不明となった者がいないこと。

②申請日現在で船員労働災害防止優良事業者（一般型２級）の認定を受けていること。

常時使用する船員数	1～100人	101人～200人	201人～300人	301人～
３日以上休業した船員数	1人	2人	3人	4人

※ 一般型２級認定は申請日以前３年以内において①について次表の要件を充足すること。

常時使用する船員数	1～60人	61人～130人	131人～200人	201人～260人	261人～300人	301人～
３日以上休業した船員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人

（参考）船員労働災害防止優良事業者数（令和５年５月現在）

（全国）	一般型１級　９８者	一般型２級　３６者
（全道）	一般型１級　１６者	一般型２級　　４者
（渡島・檜山地区）	一般型１級　　１者	

<本件に関する問い合わせ>　※取材を希望される場合は事前にご連絡をお願い致します。
担当者：北海道運輸局函館運輸支局　　吉田　﨑野　　TEL：0138-49-9904